

「防衛省市ヶ谷地区における展示即売会の
設置及び経営」募集要領

令和2年11月

防衛省人事教育局厚生課

募集要領

1 概要

東京都新宿区市谷本村町5番1に所在する防衛省市ヶ谷地区において、職員及び来庁者等の利便性を確保するため、展示即売会の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 令和1・2・3（平成31・32・33）年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」のD等級以上若しくは同等の資格を有すること
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

3 設置施設の所在地及び名称

東京都新宿区市谷本村町5番1 防衛省市ヶ谷地区

【重要】

4 公募説明会（募集要領、仕様書等説明会及び現場説明会）

- (1) 日時：令和2年11月19日（木）15時（14時50分までに入室）
- (2) 場所：厚生棟1階食堂共用部
- (3) 携行品：顔写真付の身分証明書、本募集要領
- (4) 対象者：令和2年度上半期及び下半期展示即売会の公募説明会に参加していない業者

参加希望業者（各業者2名まで）は、令和2年11月17日（火）18時までに参加申込書（別紙様式第1）に会社名、氏名等を記入の上、以下の提出先まで直接提出又はE-mail若しくはFAX（送信票は不要）にてお申込みください。また、令和2年度上半期及び下半期展示即売会の公募説明

会に参加実績のある業者についても、展示即売会への参加意思及び説明会資料送付先の確認のため、参加申込書の提出をお願いいたします。**※E-mail又はFAX送信後、確実に届いているか確認の電話連絡をお願いします。**

提出先：防衛省人事教育局厚生課（D棟1階） 押木（オシキ）

E-mail：naikyoku-kobo@mod.go.jp

FAX：03-5228-0895

なお、①参加申込書にて期日までに参加登録していない業者及び②遅刻又は欠席された業者の方は、公募に参加できません。

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 販売品目の選択

展示即売会で販売する品目は、仕様書（その2）及び仕様書（その3）の内、どちらか一方を選択すること。

(3) 出店場所及び出店区画数

① 出店場所は、「厚生棟地下1階多目的ホール」とする。

② 出店区画は、多目的ホールの使用可能日（「11 多目的ホールの使用可能日」を参照）で、各日16区画以内（1区画4.5㎡）。3区画以下の同時使用又はホール全体（279.12㎡）の4種類から選択する。

※ ホール全体使用は仕様書（その2）選択時のみ可能。

(4) その他

詳細は別添仕様書のとおり。

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

下記のとおり、①の提出書類を、②の提出先に、③の提出期間に提出すること。また、提出書類の様式については、本募集要領に記載のとおり作成すること。

なお、提出された書類は、返却しない。

①提出書類

i 申請書（別紙様式第2） 1部

ii 主な販売予定商品（別紙様式第3） 正32部

iii 出店要望日及び区画数要望表（別紙様式第4） 1部

iv その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、書類審査は行わず無効とする。）

a. 業務確約書（別紙様式第5）

b. 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書））

※発行後3ヶ月以内のもの

c. 営業経歴書（会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等。上記内容が記載されたパンフレット等でも可）

- d. 財務諸表（個人：直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書
法人：直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等）
 - e. 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
（個人：その3の2、法人：その3の3）
※発行後3ヶ月以内のもの
 - f. 会社概要（様式は問いません。上記c. 営業経歴書又はその内容が記載されたパンフレットを提出する場合は、会社概要は不要です。）
 - g. 印鑑証明書
※発行後3ヶ月以内のもの
 - h. 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ）
 - i. 誓約書（別紙様式第6）
 - j. 役員名簿（別紙様式第7）
- （注）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）を、b、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

②提出先

防衛省人事教育局厚生課（D棟1階）

長尾（ナガオ）、押木（オシキ）

電 話：03-3268-3111（内線 25191）

FAX：03-5228-0895（送信票は不要）

E-mail：naikyoku-kobo@mod.go.jp

③提出期間

- i 「申請書（別紙様式第2）」、「主な販売予定商品（別紙様式第3）」、「その他関係書類」

→ 令和2年11月20日（金）10時から12月7日（月）18時まで（ただし、12時から13時を除く。）に担当者へ宅配便、郵送又は直接提出してください。

- ii 「出店要望日及び区画数要望表（別紙様式第4）」

- ・ホール全体使用希望業者

→ 令和2年12月7日（月）18時までに担当者へ宅配便、郵送又は直接提出してください。

- ・3区画以下の使用希望業者

→ 令和3年2月1日（月）10時の全ホール使用業者の出店日発表から2月5日（金）18時までに担当者へ宅配便、郵送又は直接提出していただくか、E-mail又はFAXにて提出してください。

※ 提出期間内に書類の提出がなかった場合は、「辞退」と判断させていただきますのでご注意ください。

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

①提出書類が期限を過ぎて提出された場合

②提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

- ③提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ④審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
 - ⑤防衛省に支払う国有財産使用料及び光熱水料を滞納している場合
 - ⑥その他、違反と認められる場合
- (3) 提案修正の禁止
- 原則として、提出後の書類変更(修正、差し替え、削除、追加)は禁止する。

7 選考の方法

書類選考による総合的審査の上、展示即売会実施可能業者を決定する。

出店日等については、展示即売会実施可能業者の中から公開抽選会により決定する。

なお、審査結果及び抽選結果については、異議を申し立てることができないものとする。

8 業者決定後の提出書類

公開抽選会終了後、展示即売会実施可能業者は、下記のとおり、①の提出書類を、②の提出先に、③の提出期限までに直接提出又は郵送すること。なお、書式等詳細は実施可能業者説明会時に連絡する。

①提出書類

- i 国有財産使用許可申請書
- ii 使用区画以外(入口等)に別途設置する看板等の種類
※使用区画外に設置する必要がある場合のみ提出

②提出先

〒162-8801
東京都新宿区市谷本村町5番1
防衛省人事教育局厚生課(D棟1階)
長尾(ナガオ)、押木(オシキ)

③提出期限

令和3年2月10日(水) 10時から2月24日(金) 18時まで(ただし、12時から13時を除く。)

※ 提出期限を過ぎた場合は、実施可能業者を取消しとさせていただきますのでご注意ください。

郵送の場合は、提出期限内の消印の書類であれば有効とします。ただし、記載事項を満たしていなかった場合は受理することができません。

実施可能業者が取消された場合、公開抽選会において次点となった業者が繰り上がる場合があります。

9 業者決定までのスケジュール

(1) 公募説明会

令和2年11月19日(木) 14時から
(場所：厚生棟1階食堂共用部)

(2) 申請書等の提出

令和2年11月20日(金) 10時から12月7日(月) 18時まで
(ただし、12時から13時を除く。)

※ 全ホール使用希望業者は「出店要望日及び区画数要望表(別紙様式第4)」もあわせて提出すること。

- (3) 実施可能業者の発表日時及び掲示場所
令和3年1月28日（木）10時から
防衛省ホームページ及び防衛省市ヶ谷地区内掲示板（正門入口内、厚生棟前、D棟1階及び2階の計4箇所）
- (4) 公開抽選会（全ホール使用希望業者のみ参加）
令和3年1月29日（金）10時から
※抽選実施の有無は、担当者から電話連絡する。
- (5) 全ホール使用業者出店日の発表日時及び掲示場所
令和3年2月1日（月）10時から
防衛省ホームページ及び防衛省市ヶ谷地区内掲示板（正門入口内、厚生棟前、D棟1階及び2階の計4箇所）
- (6) 出店要望日及び区画数要望表の提出（3区画以下の使用希望業者のみ）
令和3年2月1日（月）10時の全ホール使用業者の出店日発表から2月5日（金）18時まで（ただし、12時から13時を除く。）
※提出期間内に書類の提出がなかった場合は、「辞退」と判断させていただきますのでご注意ください。
- (7) 公開抽選会（3区画以下の使用希望業者のみ参加）
令和3年2月10日（水）15時から
（場所：厚生棟1階食堂共用部）
- (8) 実施可能業者説明会
令和3年2月10日（水）15時30分から（予定）
（場所：厚生棟1階食堂共用部）
※説明会を欠席された場合は、実施可能業者を取消しとさせていただきますのでご注意ください。
- (9) 国有財産使用許可申請書の提出又は郵送
令和3年2月10日（水）10時から2月24日（水）18時まで（ただし、12時から13時を除く。）
※提出期限を過ぎた場合は、実施可能業者を取消しとさせていただきますのでご注意ください。
- (10) 決定業者出店日の発表日時及び掲示場所（予定）
令和3年3月1日（火）10時から
防衛省ホームページ及び防衛省市ヶ谷地区内掲示板（正門入口内、厚生棟前、D棟1階及び2階の計4箇所）

10 その他

- (1) 出店要望日に沿うことができない場合がありますので、ご了承ください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う国又は東京都の対策方針によっては展示即売会を中止とする場合がありますので、ご了承ください。

11 多目的ホールの使用可能日

使 用 月	使 用 可 能 日	
4 月	A	1 9 日（月）～2 1 日（水）
	B	2 2 日（木）、2 3 日（金）
5 月	C	1 7 日（月）～1 9 日（水）
	D	2 0 日（木）、2 1 日（金）
6 月	E	1 7 日（木）、1 8 日（金）
	F	2 1 日（月）～2 3 日（水）
	G	2 4 日（木）、2 5 日（金）
7 月	H	1 日（木）、2 日（金）
	I	2 0 日（火）、2 1 日（水）
	J	2 2 日（木）～2 3 日（金）
8 月	K	1 8 日（水）～2 0 日（金）
	L	2 3 日（月）、2 4 日（火）
9 月	M	1 5 日（水）～1 7 日（金）
	N	2 1 日（火）、2 2 日（水）

公募説明会（展示即売会）参加申込書

- 1 日 時：令和2年11月19日（木）15時から（14時50までに入室）
 2 場 所：厚生棟1階食堂共用部
 3 携行品：顔写真付き身分証明書、募集要領（必ず持参してください。）

※ 参加申込書を提出していない業者及び遅刻又は欠席した業者の方は、いかなる理由があっても本説明会に参加できません。また、駐車場はありませんので、公共交通機関を利用するなど、時間に余裕を持って集合してください。

【当日面会先】人事教育局厚生課 押木（オシキ）

（電話：03-3268-3111、内線25191）

フリガナ	
業 者 名	
令和2年度説明会 参 加 実 績	有 ・ 無

※ 有の場合、公募説明会への参加は免除となります。

参加者①

フリガナ	
氏 名	
電話番号（会社）	
電話番号（携帯）	
E - m a i l	
F A X	

参加者②

フリガナ	
氏 名	
電話番号（会社）	
電話番号（携帯）	
E - m a i l	
F A X	

※ 令和2年11月17日（火）18時までに直接提出又はE-mail若しくはFAXでお申込みください。

E-mail：naikyoku-kobo@mod.go.jp

FAX：03-5228-0895（送信票は不要）

E-mail又はFAXで提出される場合は、送信後に必ず確認のお電話をいただきますようお願いいたします。

※登録後、参加者が変更になる場合は、速やかに連絡してください。

領書No.		受付担当	
-------	--	------	--

※この欄への記入は不要です。

申請書

令和 年 月 日

防衛省人事教育局厚生課長 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

東京都新宿区市谷本村町 5 番 1 に所在する防衛省市ヶ谷地区において、展示即売会を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用してください。

主な販売予定商品・販売価格表

業者名：_____

展示即売会利用者の利点			

商品名	規格等	販売価格	商品写真
		当日 円	
		市価 円	
		当日 円	
		市価 円	
		当日 円	
		市価 円	
		当日 円	
		市価 円	
		当日 円	
		市価 円	
		当日 円	
		市価 円	

※ 価格は税込みとする。

出店要望日及び区画数要望表

留意事項：出店希望日順、必ず使用する日程のみ記入。

業者名：_____

(ホール全体)

要望順位	出店要望日	区画数
第 1 希望		
第 2 希望		
第 3 希望		

(3 区画以下) ※第 7 希望まで記入可。 **ホール全体使用日を除くこと。**

要望順位	出店要望日	区画数
第 1 希望		
第 2 希望		
第 3 希望		
第 4 希望		
第 5 希望		
第 6 希望		
第 7 希望		

(記入例)

(ホール全体)

要望順位	出店要望日	区画数
第 1 希望	D	
第 2 希望	F	

(3 区画以下)

要望順位	出店要望日	区画数
第 1 希望	C	2 区画
第 2 希望	I	1 区画

業務確約書

令和 年 月 日

防衛省人事教育局厚生課長 殿

「防衛省市ヶ谷地区における展示即売会の設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用してください。

誓 約 書

☐ 私

☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第 7 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長

防衛省大臣官房会計課長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

令和 年 月 日

[illegible]

仕様書（その１）

1 業務件名

防衛省市ヶ谷地区における展示即売会の設置及び経営

2 業務内容

展示即売会の設置及び経営の業務

3 相手方の決定

本業務を行う者については、防衛省人事教育局厚生課長（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- （１）本業務を行う者は、展示即売会の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- （２）国有財産の使用許可は、防衛省大臣官房会計課長（以下、「乙」という。）が行う。
- （３）次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ① 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が許可条件に違反したとき。
 - ② 丙が自己都合による業務の解除をするとき。
 - ③ 国において使用物件を必要とするとき。
 - ④ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ⑤ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ⑥ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ⑦ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ⑧ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- （４）使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。

ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書及び仕様書（その2）及び（その3）の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に展示即売会の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

1 平方メートルあたりの国有財産使用料は、以下のとおりとする。

日額 54 円 / m²（消費税除く）

※ 上記使用料は、令和2年度実績であり、令和3年度については見直し予定である。

なお、国有財産使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

7 光熱水料

丙は、国有財産使用料とは別に、乙が算定した本業務に要する光熱水料（電気、上下水道、ガス）を負担しなければならない。また、毎月乙の指定した日時及び場所に光熱水料を持参して支払うものとし、指定した日時に納金しなかった場合は、延滞金が発生することがある。

8 業務期間

令和3年4月1日から令和3年9月30日の間のうち、甲と丙が協議して決定する日とする。

9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売会を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

- (4) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。
- (5) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

12 衛生等の保持

- (1) 丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。
- (2) 丙は、食品等を販売又は取扱う場合においては、食品衛生法の定めるところにより衛生管理に十分配慮し、食中毒の発生防止に努めなければならない。

13 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員(以下、「甲等」という。)の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報(書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切)の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、4月から6月実施分については2月26日(金)まで、7月から9月実施分については5月21日(金)までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。

また、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申出ること。

16 業務仕様

- (1) 丙は、提出した各種書類に基づき業務を適正に履行することとし、販売予定商品の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 本業務の履行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) 丙は、販売商品が食品の場合には、東日本大震災の被災地の復興に向けた被災地産品及び国産農林水産物・食品の優先的な利用に努めること。

- (5) 丙は、業務に使用する物品が環境特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。
- (6) 丙は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定するディーゼル車規制に適合する車両を使用すること。
- (7) 展示即売会の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (8) 丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。
- (9) 丙は、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (10) 丙は、乙が計画した防災訓練について、甲の指示に基づき参加すること。
- (11) 丙は、乙が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。なお、丙は、停電作業等が原因で使用機器及び食品類の損害があった場合は、甲及び乙に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。
- (12) 丙は、利用者にとって、展示即売会で購入する利点のある販売（市価より安価、入手が困難等）を行うこと。
- (13) 丙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (14) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。
- (15) 丙は、利用者又は担当職員から要望や苦情があった場合は、真摯に対応すること。
- (16) 丙は、取扱う商品に瑕疵等があった場合は、即時に対応すること。
- (17) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む）に従わなければならない。
- (18) 丙は、各日、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (19) 展示即売会で発生したゴミは全て持ち帰り、適切に処分すること。
- (20) 丙は、空調設備の運転、温度調節等は国の基準に従うものとする。
- (21) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また本業務に関する収支計算書を11月末日までに担当職員に提出すること。
- (22) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出するものとする。また、従事者名簿の記載事項について確認するための書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (23) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (24) 丙は、本仕様書及び仕様書（その2）及び（その3）に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は展示即売会利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次回以降、業務に従事できない場合がある。
- (25) 丙は、公募説明会及び実施可能業者に対する説明会での遵守事項に違反した場合及び甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む）は、次回以降、業務に従事できない場合がある。

- (26) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

17 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日 法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

18 仕様の細部

仕様の細部は、仕様書（その2）及び（その3）のとおり。

仕様書（その２）

1 募集業種

展示即売会（弁当及びそう菜類を除く）

2 設置場所

厚生棟地下１階多目的ホール

（１）多目的ホールの使用可能日で、各日１６区画以内

（２）１区画（４．５㎡）から３区画以下の同時使用又はホール全体（２７９．１２㎡）使用の４種類から選択する。なお、ホール全体の使用を希望する業者は、３区画以下の使用を希望する業者より優先して使用することができるが、以下の条件に従うこと。

①必ず全日使用できる日程であること。

②ホール全体を使用する業者は、１業者１回限りとする。

③２社以上が同日又は同週を希望した場合は、公開抽選会において決定する。

※１ 店舗位置については、展示即売会を開催の都度担当者が指示する。

※２ 仕様書（その３）の決定業者のみ販売できる店舗位置を設定することがある。

※３ ３区画以下の同時使用希望業者が各日１６区画を超えた場合は、公開抽選会において決定する。

※４ 上記使用許可面積以外に、看板等を設置する場合についても使用許可を得るとともに、国有財産使用料を支払うものとする。

3 国有財産使用料

日額５４円／㎡（消費税除く）

※ 上記使用料は、令和２年度実績であり、令和３年度については見直し予定である。

4 光熱水料

国有財産使用料とは別に徴収する。

5 営業日

令和３年４月１日から令和３年９月３０日の間のうち、甲と乙が協議して決定する日とする。

6 営業時間

- (1) 原則として、10：00～16：00までとし、それ以外は別途協議する。
- (2) 16：00まで販売できる体制を整えること（16：00以前に撤収作業を開始しないこと）。
- (3) 撤収作業は16：00の販売終了後から18：15までに実施すること。
- (4) やむを得ない事情により、販売日及び販売時間が遵守出来なくなった場合は、速やかに担当者に申出ること。

7 その他の営業条件

- (1) 衛生上、多目的ホールには水道（手洗い場）が設置されていないため、食品類などで外気に触れる恐れのあるものの販売及び試食・試飲は、取り扱いしないものとする。
- (2) 多目的ホール内の許可区画以外（倉庫等の空きスペース）は使用禁止とする。
- (3) 国の行事、緊急時等は国が使用する。

仕様書（その３）

1 募集業種

展示即売会（弁当及びそう菜類）

2 設置場所

厚生棟地下１階多目的ホール

（１）多目的ホールの使用可能日で、各日１６区画以内

（２）１区画（４．５㎡）のみとする。

※１ 店舗位置については、展示即売会を開催の都度担当者が指示する。

※２ 仕様書（その３）の決定業者のみ販売できる店舗位置を設定することがある。

※３ ３区画以下の同時使用希望業者が各日１６区画を超えた場合は、公開抽選会において決定する。

※４ 上記使用許可面積以外に、看板等を設置する場合についても使用許可を得るとともに、国有財産使用料を支払うものとする。

3 国有財産使用料

日額５４円／㎡（消費税除く）

※ 上記使用料は、令和元年度実績であり、令和２年度については見直し予定である。

4 光熱水料

国有財産使用料とは別に徴収する。

5 営業日

令和２年４月１日から令和２年９月３０日の間のうち、甲と乙が協議して決定する日とする。

6 営業時間

（１）原則として、１０：００～１３：００までとし、それ以外は別途協議する。

（２）１３：００まで販売できる体制を整えること（１３：００以前に撤収作業を開始しないこと）。

ただし、商品が完売した場合には、担当者に申出ることにより、(1)の営業時間より前に撤収することができる。

（３）撤収作業は原則として１３：００の販売終了後から１４：００までに実施すること。

（４）やむを得ない事情により、販売日及び販売時間が遵守出来なくなった場合

は、速やかに担当者に申出ること。

7 販売方法

- (1) 取扱う商品は、包装済みの弁当及びそう菜類のみとする。
- (2) 冷蔵ケースを必要とする要冷蔵品及び周囲に臭気が広がるような商品は取扱わないこと。

また、可能な限り商品をラップで梱包するなどして販売すること。

- (3) 使用する区画を陳列台とロープやステンレスポール等を使用し、他の展示即売業者と明確に区切ること。なお、陳列台として机を使用する場合は、多目的ホール内倉庫の机を使用することができるが、ロープやステンレスポール等は準備することとし、左右及び後方を囲うことができる長さを準備すること。
- (4) 販売中は陳列台に消毒設備（アルコールスプレー等の手指が殺菌できるもの）を準備し、常設すること。
- (5) 残った食品は許可のある施設等で適切に処分すること。
- (6) 設備（ロープやステンレスポール等及び消毒設備）は展示即売会の販売許可期間中は、販売終了後、使用区画に保管（存置）することができるが、その際は衛生的に保管すること。

8 営業許可書及び立会い検査

- (1) 業者決定後、展示即売会開始1週間前までに、新宿保健所へ営業許可書を申請すること。
- (2) 営業許可書に記載する営業所の所在地は「東京都新宿区市谷本村町5番1号 防衛省厚生棟地下1階」とすること。
- (3) 営業許可書交付後、写し（コピー）を速やかに担当者に提出すること。
- (4) 新宿保健所の立会い検査を受けること。新宿保健所との調整は丙において行うものとし、立会い検査日は担当者と調整すること。日程が確定した際には、検査員（新宿保健所）の入門申請を担当者に申出ること（様式任意。）。
- (5) 防衛省厚生棟地下1階での営業許可書を既に保有し、立会い検査実施済みである場合は、取得済みの営業許可書の写し（コピー）を決定業者発表後、担当者に提出するだけでよい。

9 禁止事項

- (1) ロープやステンレスポール等及び消毒設備を当日準備しなかった場合は、販売禁止とする。
- (2) 新宿保健所の立会い検査時、営業許可書の申請書を提出していなかった場合又は新宿保健所の立会い検査を受けることができなかった場合又は新宿保健所の立会い検査の結果が不合格の場合は、販売禁止とする（販売許可が出

るまで販売することはできない)。

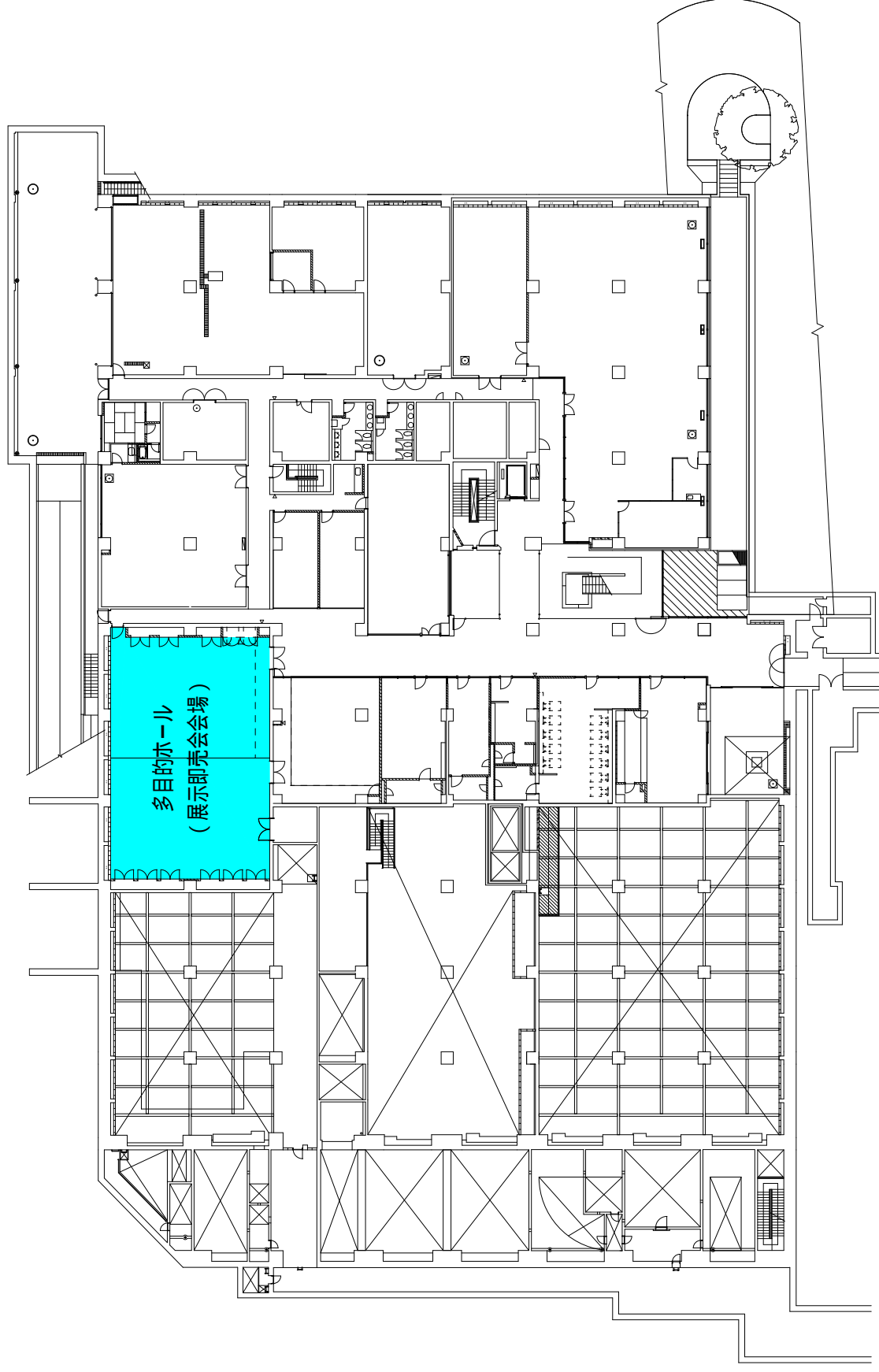
- (3) 外気に触れる恐れのある飲料(みそ汁、ジュース、お茶等)の販売及び試食・試飲は禁止とする。

10 その他の営業条件

- (1) 多目的ホール内の許可区画以外(倉庫等の空きスペース)は使用禁止とする。
- (2) 厚生棟1階直営食堂にて、10:30～13:00の間、業者(別途公募)が仕出し弁当を販売している。
- (3) 国の行事、緊急時等は国が使用する。

防衛省市ヶ谷庁舎配置図





厚生棟 地下1階

